

# 獨協医科大学学生表彰規程

昭和49年10月14日  
制定

改正	平成7年11月28日	平成9年7月22日
	平成17年1月1日	平成19年4月1日
	平成23年4月1日	平成27年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、獨協医科大学学則第45条第2項の規定に基づき、学生の表彰に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生を対象とする。

- (1) 在学中の学業及び行いが特に優秀であった者
- (2) 課外活動の発展に特に寄与した者
- (3) 医学部においては、第2学年から第6学年の学生、看護学部においては、第2学年から第4学年で、それぞれ前学年度の学業及び行いが特に優秀であった者
- (4) その他特別な篤行のあった者

(表彰の時期及び方法)

第3条 表彰の時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に該当する者は、卒業式当日に表彰する。
- (2) 前条第3号に該当する者は、当該学年度の初めに表彰する。
- (3) 前条第4号に該当する者は、原則としてその都度表彰する。

2 表彰は、表彰状の授与及び記念品の贈呈その他の方法によるものとする。

(表彰者の推薦)

第4条 第2条に該当する者がいるときは、次の各号のとおりとする。

- (1) 医学部においては、医学部学生部長は、医学部教務部長から提出された学業成績及び当該学年担任若しくは医学部学友会総務部長から提出された人物評価、又は関係者の推薦に基づき、医学部学生生活委員会で審査を行い、表彰に値すると認めた候補者を学長に推薦する。
- (2) 看護学部においては、看護学部学生部長は、看護学部教務部長から提出された学業成績及び当該学年担任若しくは看護学部学友会総務部長から提出された人物評価、又は関係者の推薦に基づき看護学部学生生活委員会で審査を行い、表彰に値すると認めた候補者を学長に推薦する。

(表彰者の決定)

第5条 学長は、当該学部教授会の議を経て、表彰者を決定する。

(表彰者の公表)

第6条 表彰者が決定したときは、学内に公表するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 表彰に関する事務は、医学部では学務部学生課、看護学部では看護学部事務室庶務学生課が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、当該学部教授会及び学長諮問会議の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和49年10月14日から施行する。

附 則（平成7年 規程第15号）

- 1 この規程は、平成7年11月28日から施行し、平成6年度入学者から適用する。
- 2 平成5年度以前の入学者については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年 規程第20号）

- 1 この規程は、平成9年7月22日から施行し、平成7年度入学者から適用する。
- 2 平成6年度以前の入学者については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年 規程第32号）

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年 規程第11号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行にあたり、医学部では学生生活委員会、看護学部では学生委員会が教授会の審議を代行することがある。

附 則（平成23年 規程第21号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 規程第107号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。